

地 基 企 第 3 4 号

令和 7 年 3 月 2 5 日

地方公務員災害補償基金

各 支 部 長 殿

地方公務員災害補償基金

理事長 山越 伸子

(公 印 省 略)

地方公務員災害補償基金業務規程の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）の一部を下記1のとおり改正したので通知します（別添「地方公務員災害補償基金業務規程の一部を改正する規程」（令和7年3月25日地基規程第4号。以下「改正規程」という。））。

また、改正規程附則第1項ただし書の規定に基づき、第34条第1項の改正規定の施行日を下記2のとおり定めたので併せて通知します。

記

1 改正規程の概要について（詳細は別添参照）

- （1）奨学援護金、通勤災害に係る障害特別援護金の支給額の改定を行う。〔令和7年4月1日から施行〕
- （2）国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、補装具の支給等を受けるために旅行する場合の旅費について、旅費の種類や内容を細かく規定していたものを「国家公務員災害補償法の規定による福祉事業に準じて理事長が定める範囲内」に改正する。〔令和7年4月1日から施行〕
- （3）一般的な企業会計ルールに合わせ、「利益勘定」を「収益勘定」に、「損失勘定」を「費用勘定」に改正する。〔理事長が定める日から施行〕

2 理事長が定める施行日について

第34条第1項の改正規定は、令和7年3月25日から施行する。